

佐野市観光施設民間提案制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、佐野市観光施設条例（平成17年佐野市条例第262号）に規定する観光施設（以下「観光施設」という。）の利活用について、民間事業者からの提案を募る観光施設民間提案制度（以下「民間提案制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(提案内容)

第2条 提案の内容は、使用許可、貸付、売却等の方法による観光施設の利活用（以下「利活用」という。）に関するものであって、民間の自由な発想による創意工夫を生かし、観光誘客に資するものでなければならない。

(提案をすることができる者)

第3条 提案をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当しない民間事業者とする。

(1) 個人（事業を営む個人を除く。）

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てをしている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 佐野市暴力団排除条例（平成23年佐野市条例第16号）第2条第1項の暴力団、同条第4項の暴力団員（事業を営む個人の場合に限る。）、同条第5項の暴力団員等又は同条例第6条の密接関係者

(4) 法人税、消費税若しくは地方消費税又は市税（佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）、佐野市都市計画税条例（平成17年佐野市条例第64号）又は佐野市国民健康保険税条例（平成17年佐野市条例第65号）（事業を営む個人の場合に限る。）の規定により課された全ての市税をいう。）を滞納している者

(5) 佐野市競争入札参加者指名停止要綱（平成17年佐野市告示第154号）の規定により指名停止措置を受けている者

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が観光施設の利活用を委ねる者として不適切であると認める者

(募集方法等)

第4条 市長は、民間提案制度により利活用を実施しようとするときは、提案の募集に関し、対象となる観光施設、募集方法、募集期間その他必要な事項を記載した募集要項（以下「募集要項」という。）を作成し、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

2 募集の期間は、3箇月程度設けるものとする。

(提案の実施)

第5条 民間提案制度により提案をしようとする者は、佐野市観光施設民間提案制度提案意向申出書（以下「提案申出書」という。）に、募集要項に記載する必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、提案申出書を提出しようとする者は、提案の内容について観光推進課と事前に協議しなければならない。

(検討委員会)

第6条 市長は、提案申出書を提出した者（以下「提案者」という。）の資格及び提案について意見を聴くため、佐野市観光施設民間提案制度検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

2 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は産業文化スポーツ部長を、副委員長は観光推進課長を、委員は別表に掲げる職員をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

7 検討委員会の庶務は、産業文化スポーツ部観光推進課において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(参加資格の確認)

第7条 市長は、提案申出書の提出があったときは、その内容を審査し、提案を提出する資格について確認した結果を佐野市観光施設民間提案制度参加資格確認結果通知書により、提案者に通知するものとする。

2 前項の規定により資格を有する旨の通知を受けた提案者（以下「提案資格者」という。）は、佐野市観光施設民間提案制度提案書（以下「提案書」という。）に、募集要項に記載された必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(提案の選定)

第8条 市長は、提案書の提出があったときは、検討委員会の意見を聴いて、当該観光施設の最も効果的な利活用が期待されると認める提案をした提案資格者を、当該観光施設の利活用に適した民間事業者として選定するものとする。

2 市長は、前項の規定により選定したときは、提案書を提出した提案資格者に対して、遅滞なく、その結果を佐野市観光施設民間提案制度審査結果通知書により通知しなければならない。

(選定者との契約締結)

第9条 市長は、観光推進課長をして、前条第1項の規定により選定された民間事業者（以下「選定者」という。）と当該観光施設の利活用に係る契約の締結について、協議を行うものとする。

2 前項の場合において、選定者による提案の内容の変更は、原則として認めない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の協議の結果、選定者が提案を実施できないと認めるときは、契約の締結をしないものとする。この場合において、市長は、佐野市観光施設民間提案制度選定取消通知書によりその旨を選定者に通知する。

(参加資格の確認の取消し等)

第10条 第7条第1項の規定により提案資格者であることの通知を受けた者が、偽りその他不正の手段により参加資格の確認を受けたときは、その確認の結果を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により確認の結果を取り消したときは、佐野市観光施設民間提案制度参加取消通知書により、当該提案資格者に通知する。

3 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して6箇月を経過する日まで

は、民間提案制度による全ての提案の募集について提案申出書を提出することができない。

(選定結果の公表)

第11条 市長は、選定者について、市のホームページへの掲載により公表するものとする。

(書類の様式)

第12条 この告示の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、民間提案制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表 (第6条関係)

政策調整課長 財政課長 財産活用課長 行政経営課長